

健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の
部を改正する告示案
新旧対照条文
目次

- 健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成八年厚生省告示第二百三号）（抄）（第一条関係） | 1
- 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成十九年厚生労働省告示第三百九十五号）（抄）（第二条関係） | 7

○ 健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成八年厚生省告示第二二三号）（抄）（第一条関係）

【平成二十八年四月一日施行】
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
<p>健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額</p> <p>一 健康保険の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。</p>					
健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額	健康保険の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。	健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額	健康保険の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。	健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額	健康保険の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。
健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号。以下「規則」という。）第五十八条各号に該当する者以外の者	健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号。以下「規則」という。）第五十八条各号に該当する者以外の者	健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号。以下「規則」という。）第五十八条各号に該当する者以外の者	健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号。以下「規則」という。）第五十八条各号に該当する者以外の者	健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号。以下「規則」という。）第五十八条各号に該当する者以外の者	健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号。以下「規則」という。）第五十八条各号に該当する者以外の者
一食につき 四百六十円 （ただし、 平成二十八 年四月一日 から平成三 十年三月三 十一日まで の間におい ては、一食 につき三百 六十円）	一食につき 四百六十円 （ただし、 平成二十八 年四月一日 から平成三 十年三月三 十一日まで の間におい ては、一食 につき三百 六十円）	一食につき 二百六十円	一食につき 二百六十円	一食につき 二百六十円	一食につき 二百六十円
（略）	（略）	規則第五十 八条第一号	規則第五十 八条第一号	規則第五十 八条第一号	規則第五十 八条第一号
（略）	（略）	規則第五十 八条第一号	規則第五十 八条第一号	規則第五十 八条第一号	規則第五十 八条第一号
（略）	（略）	規則第五十 八条第一号	規則第五十 八条第一号	規則第五十 八条第一号	規則第五十 八条第一号
（略）	（略）	規則第五十 八条第一号	規則第五十 八条第一号	規則第五十 八条第一号	規則第五十 八条第一号
（略）	（略）	規則第五十 八条第一号	規則第五十 八条第一号	規則第五十 八条第一号	規則第五十 八条第一号

又は第二号
に該当する
者

日数（規則第五十八条第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。））、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十条第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三五第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）第三十五条第一号若しくは第四

(略)	(略)	
	(略)	(略)
規則第五十八条第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までに該当しないもの	一食につき二百六十円	(略)

二 健康保険の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。

(略)	区	分	額
(略)			
(略)			

(新設)	規則第五十八条第三号に該当する者	
	十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。)が九十日以下の者	規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者
	一食につき百円	一食につき百六十円

二 健康保険の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。

規則第六十二條の三各号に該当する者以外の	区	分	額
規則第六十二條の三各号に該当する者以外の			
入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成十八年告示第九十九号)			一日につき三百二十円と一食につき四百六十

<p>規則第六十二条の三第四号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までに該当しないもの</p>	<p>規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者以外の者であつて、同条第一号又は第二号に該当するもの</p>	<p>規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者以外の者であつて、同条第一号又は第二号に該当するもの</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>一日につき 零円と一食 につき四百 六十円との</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>規則第六十二条の三第四号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までに該当しないもの</p>	<p>規則第六十二条の三第四号に該当する者以外の者であつて、同条第三号に該当するもの</p>	<p>規則第六十二条の三第四号に該当する者以外の者であつて、同条第一号又は第二号に該当するもの</p>	<p>者</p>	<p>以下この項において「基準」という。の入院時生活療養（I）を算定する保険医療機関に入院する者</p>	<p>円との合計額</p>
<p>一日につき 零円と一食 につき二百 六十円との</p>	<p>一日につき 三百二十円 と一食につ き百三十円 との合計額</p>	<p>一日につき 三百二十円 と一食につ き二百十円 との合計額</p>	<p>者</p>	<p>以下この項において「基準」という。の入院時生活療養（I）を算定する保険医療機関に入院する者</p>	<p>円との合計額</p>

規則第六十二條の三第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの	規則第六十二條の三第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの	(略)	(略)	合計額(ただし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては一日につき零円と一食につき三百六十円との合計額)
	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

規則第六十二條の三第四号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの	規則第六十二條の三第四号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの	規則第六十二條の三第四号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの	規則第五條の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者	規則第五條の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	合計額
	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>規則第六十二条の三第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までに該当しないもの</p>	
<p>一日につき 零円と一食 につき二百 六十円との 合計額</p>	
<p>(新設)</p>	
	<p>につき百円 との合計額</p>

○ 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成十九年厚生労働省告示第三百九十五号）（抄）（第二条関係）
 【平成二十八年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額</p> <p>額</p> <p>一 後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。</p>		<p>後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額</p> <p>額</p> <p>一 後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。</p>	
区	分	区	分
<p>高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号。以下「規則」という。）第三十五条各号に該当する者以外の者</p>		<p>高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号。以下「規則」という。）第三十五条各号に該当する者以外の者</p>	
	額		額
	<p>一食につき 四百六十円 （ただし、 平成二十八 年四月一日 から平成三 十年三月三 十一日まで の間におい ては、一食 につき三百 六十円）</p>		<p>一食につき 二百六十円</p>

(略)

(略)

(略)

規則第三十
五条第一号
に該当する
者

規則第六十七条第一項の規定によ
る申請を行った月以前の十二月以
内の入院日数（健康保険法施行規
則（大正十五年内務省令第三十六
号）第五十八条第一号又は第二号
（国民健康保険法施行規則（昭和
三十三年厚生省令第五十三号）第
二十六条の二の規定により読み替
えて適用される場合を含む。）若
しくは第六十二条の三第一号若し
しくは第二号（国民健康保険法施行
規則第二十六条の六の三の規定に
より読み替えて適用される場合を
含む。）、船員保険法施行令（昭
和二十八年政令第二百四十号）第
十条第一項第一号ハ、第二号ハ若
しくは第三号ハ、国家公務員共済
組合法施行令（昭和三十三年政令
第二百七号）第十一条の三の六第
一項第一号ハ、第二号ハ若しくは
第三号ハ（これらの規定を私立学
校教職員共済法施行令（昭和二十
八年政令第四百二十五号）第六条
において準用する場合を含む。）
、地方公務員等共済組合法施行令
（昭和三十七年政令第三百五十二
号）第二十三条の三の五第一項第
一号ハ、第二号ハ若しくは第三号

一食につき
二百十円

(略)	区	分	額	二 後期高齢者医療の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。	規則第三十五条第三号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当しないもの	(略)	(略)	(略)	(略)

規則第四十条各号に該当する者	区	分	額	二 後期高齢者医療の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。	規則第三十五条第二号に該当する者	ハ又は規則第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。)が九十日以下の者	規則第六十七条第一項の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	一食につき 百六十円	一食につき 百円

規則第四十条第三号又は第四号に該当する者以外の者であつて、同条第二号に該当する者のうち、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十四条第七項に該当する者以外のもの	規則第四十条第三号又は第四号に該当する者以外の者であつて、同条第二号に該当する者のうち、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十四条第七項に該当する者以外のもの	規則第四十条第三号又は第四号に該当する者以外の者であつて、同条第一号に該当するもの	規則第四十条第三号又は第四号に該当する者以外の者であつて、同条第一号に該当するもの	(略)	(略)
				(略)	(略)

規則第四十条第三号又は第四号に該当する者以外の者であつて、同条第二号に該当する者のうち、令第十四条第七項に該当する者以外のもの	規則第四十条第三号に該当する者以外の者であつて、同条第二号に該当する者のうち、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十四条第七項に該当する者以外のもの	規則第四十条第三号に該当する者以外の者であつて、同条第一号に該当するもの	規則第四十条第三号に該当する者以外の者であつて、同条第一号に該当するもの	外 の 者	準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者
				き四百六十円との合計額	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者

ち、令第十四条第七項に該当するもの	規則第四十条第三号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当しないもの	規則第四十条第三号又は第四号に該当する者であつて、同条第一号に該当する者	(略)
一日につき零円と一食につき四百六十円との合計額(ただし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき零円と一食につき三百六十円との合計額)	(略)	(略)	(略)

四条第七項に該当するもの	規則第四十条第三号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当しないもの	規則第四十条第三号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの	規則第六十七条第一項の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者
につき百円との合計額	一日につき零円と一食につき二百六十円との合計額	一日につき零円と一食につき二百十円との合計額	規則第六十七条第一項の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者

もの	規則第四十条第三号又は第四号に該当する者であつて、同条第二号に該当するもの	規則第四十条第四号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当しないもの
	一日につき 零円と一食 につき百円 との合計額	一日につき 零円と一食 につき二百 六十円との 合計額
る申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	規則第四十条第三号に該当する者であつて、同条第二号に該当するもの	(新設)
零円と一食 につき百六 十円との合 計額	一日につき 零円と一食 につき百円 との合計額	